

幼児教育無償化の実施に伴う東京都の支援策に対する区の対応について

(付議の要旨)

令和元年10月から実施される幼児教育無償化に伴い、東京都が新たに実施する支援策に対する区の対応を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

国は、令和元年10月から、子育て世帯を応援するため、消費税増税分を財源とし、3～5歳の認可保育所・認定こども園等は無償化、0～2歳児は非課税世帯を対象に幼児教育の無償化を実施する。

これを受けて、東京都では、同年10月から多子世帯に対する新たな支援や既存の利用支援事業の再編など、無償化に合わせた支援策の拡充を図ることとしている。

区では、国の無償化及び東京都の制度を踏まえ、認可保育所等及び認可外保育施設等の保護者負担軽減の制度について区の対応を取りまとめたので報告する。

2 認可保育所等に対する多子世帯支援

(1) 現行の国の多子世帯支援

国は、年収約360万未満の世帯については、保育園の在園の有無に関わらず、子の順に応じて保育料を軽減する制度を実施している。

年収約360万以上の世帯については、保育園の在園児童の順で、第2子を半額、第3子以降を無償としている。

世帯年収	保育園に在園している子順			保育園在園を問わない子順		
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
年収約360万未満	全額	半額	無償	(小学校)	半額	無償
年収約360万以上				(小学校)	軽減なし	半額



(2) 都の多子世帯支援

国の無償化の対象外とされている住民税課税世帯の0～2歳について、都は、私立の認可保育所等を対象として、国の多子世帯支援を、年収約360万以上の世帯にまで拡充する新たな支援策を実施することとしている。(財源は都10/10)。

世帯年収	保育園在園を問わない子順		
	第1子	第2子	第3子
年収約360万未満	(小学校)	半額	無償
年収約360万以上	(小学校)	<u>半額</u>	<u>無償</u>

(3) 区への対応

①私立の認可保育所等

都が対象とする私立の認可保育所等については、都の多子世帯支援を実施する。
(都 10/10)

②公立の認可保育所

公平性を確保する観点から、公立の認可保育所についても私立認可保育所と同様の支援策を実施する。(区 10/10)

イメージ図:私立の3歳未満第2子の場合

	国基準保育料(所得割課税額397,000円以上の世帯) 104,000円		
【現在】	区独自軽減 43,000円	区基準保育料(所得割課税額400,000~445,000円の世帯) 61,000円	
【都補助導入後】	都補助(国基準保育料の1/2) 52,000円	区独自軽減 21,500円	区基準保育料(現在の半額) 30,500円
		↑現在の半分になる	

※私立認可保育所等に対する都の多子世帯支援策は、国基準保育料に対して、都が 10/10 を負担することから、区基準保育料との差を公立認可保育所等への支援に充当可能

3 認可外保育施設利用者に対する保育料補助について

(1) 現行の区の補助制度

現在、区は、東京都が認可外保育施設等の利用者を対象に実施している補助制度（補助限度額：月額4万円。以下、「利用支援事業」という。）を活用して、下表のとおり、認可外保育施設等利用者の保育料負担軽減を図っている。

施設	補助内容
①認証保育所	世帯の収入に応じて、月額0円～4万円の補助
②指導監督基準を満たす認可外保育施設等（①、③、⑤を除く）	入園待機となった0～3歳児に限り、世帯の収入に応じて、月額0円～4万円の補助
③保育室④保育ママ*	利用料と認可保育所の保育料との差額を補助
⑤企業主導型保育事業	国から認可保育所と同等の運営費補助を受けており、保護者は認可保育所並みの保育料で利用できているため、区補助対象外

※保育ママは、児童福祉法第59条の2第1項により届出している施設ではないため国の無償化の対象外。

(2) 東京都の拡充内容

都は、令和元年10月より国の無償化を踏まえて、以下のとおり補助制度を見直す。（別表Ⅰ参照）

① 利用支援事業

都内の認証保育所の月額平均保育料（3～5歳は57,000円、0～2歳は67,000円）を基準に、下記②の多子世帯支援と合わせた再構築を行う。

② 多子世帯支援

認可保育所等と同様、第2子の実質保護者負担額を半額、第3子以降の実質保護者負担額を無償とする。

(3) 区への対応

国の無償化制度に加え、東京都の利用支援事業及び多子世帯への支援制度を活用し、保育の必要性の認定の有無や世帯の所得等を考慮しながら、区の支援制度を下記のとおり見直す。（別表Ⅱ-1～2参照）

①認証保育所

ア 国の無償化の対象となる3～5歳の世帯^(イ)及び0～2歳の非課税世帯^(ウ)

都内の認証保育所の月額平均保育料（3～5歳は57,000円、0～2歳は67,000円）まで無償化を図る。（別表Ⅱ-1参照）

年齢	現行	改正案
3～5歳（認定あり）	月額0円～4万円	月額57,000円
0～2歳 （認定あり、非課税世帯）	月額4万円	月額67,000円

イ 国の無償化の対象とならない世帯（別表Ⅱ－２参照）

i) 3～5歳の保育の必要性の認定を受けていない世帯^(エ)

補助限度額 40,000 円を都の利用支援事業の限度額である 20,000 円に引き下げる。なお、経過措置として令和 2 年度末までの間は、補助限度額を据え置く。

ii) 0～2歳の保育の必要性の認定を受けていない非課税世帯^(オ)

補助限度額 40,000 円を都の利用支援事業の限度額である 25,000 円に引き下げる。なお、経過措置として令和 2 年度末までの間は、補助限度額を据え置く。

iii) 0～2歳の課税世帯^(カ)^(注)

現行の都の利用支援事業と同じ水準である月額 40,000 円を上限に補助を行うとともに、多子世帯支援（第 2 子 14,000 円 第 3 子 27,000 円）を上乗せ補助する。

年齢	現行	改正案
i) 3～5歳（認定なし）	月額 0 円～4 万円	本則 : 月額 0～2 万円 経過措置 : 月額 0～4 万円 ※差額（2 万円）は区負担
ii) 0～2歳 （認定なし、非課税世帯）	月額 4 万円	本則 : 月額 25,000 円 経過措置 : 月額 40,000 円 ※差額（1.5 万円）は区が負担
iii) 0～2歳の課税世帯 （国の無償化対象外）	月額 0 円～4 万円	①月額 0 円～4 万円 ②第 2 子の場合、上記①に 14,000 円を上乗せ ③第 3 子以降の場合、上記①に 27,000 円を上乗せ

^(注) これまで認証保育所利用者への区の補助は、その利用者の多くは保育が必要なため認証保育所を利用しているという実態に鑑み、改めて保育の必要性の有無の確認を不要としてきた。

一方で、保育料の無償化には保育の必要性があると認定される事が必要なことから、利用者には認定を受けてもらうよう求めるとともに、認証保育所を利用する世帯の状況等を把握し、令和 3 年 4 月を目途に補助制度の見直しを図る。

②指導監督基準を満たす認可外保育施設等（別表Ⅱ－３参照）

ア 国の無償化の対象となる 3～5歳の世帯^(キ) 及び 0～2歳の非課税世帯^(ク)

上記①認証保育所アと同内容

イ 国の無償化の対象とならない 0～2歳の待機児童となっている課税世帯^(ケ)

上記認証保育所イ iii) と同内容

③保育室

現行同様、利用料と認可保育所の保育料との差額を補助する。財源は、国の無償化及び都の利用支援事業及び多子世帯支援を活用する。

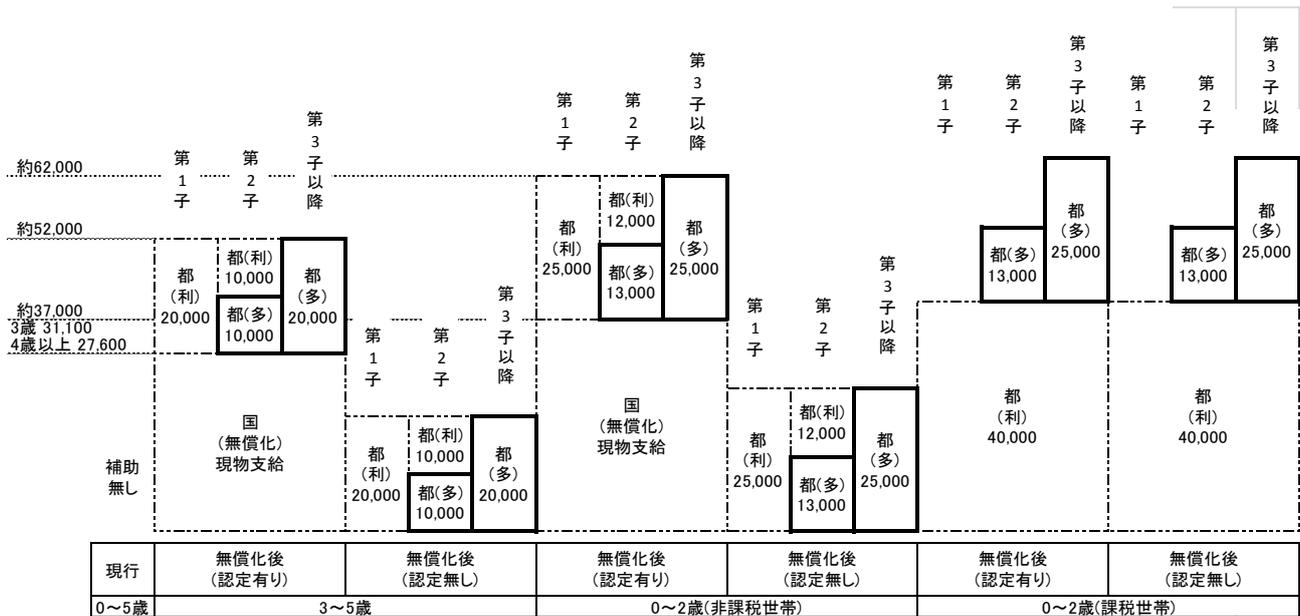
④保育ママ

現行同様、利用料と認可保育所の保育料との差額を補助する。

(多子世帯支援相当分も含め 区 10/10)

⑤企業主導型保育事業

国の無償化の対象となる世帯は、保育料相当分を施設では徴収しない。同世帯に対し、認可保育所等と同様、都の多子世帯支援を実施する。



※実線部分を実施する。点線部分は実施しない

【負担割合】都(多)・・・都 10/10

(4) 所要経費 (1年分)

歳出 1,544,028千円 (国制度949,668 都制度594,360)

歳入 1,168,160千円 (国制度712,250 都制度455,910)

うち国 474,834千円

都 693,326千円

一般財源 375,868千円 (国制度237,418 都制度138,450)

(5) 実施時期

令和元年10月1日